

#### 第1条(目的)

横浜学童保育連絡協議会(以下連協)に加盟し、手を携えて学童保育を運営しているクラブに対し、子どもたちの生活の場と指導員の働く場の環境整備のための必要資金を支援することを目的とします。

#### 第2条(対象となる資金用途)

この制度の目的に照らして、対象とする資金用途は次のものです。

1. 連協加盟クラブの施設改装あるいは修繕にかかる費用。
2. 連協加盟クラブが第1条の目的のために必要な備品(エアコン、冷蔵庫、パソコン、コピー機等の耐久消費財)を新たに購入もしくは修理にかかる費用。
3. 連協加盟クラブの施設の耐震調査にかかる費用。
4. 連協加盟クラブの災害緊急避難時のための防災用品を購入にかかる費用。
5. 子どもと指導員の安全に関わる緊急かつ重大な事態が発生した場合において、連協役員会が承認した費用。

#### 第3条(活動支援の内容)

学童クラブの施設整備に必要な資金の一部を貸付けます。使い道はそれぞれの運動母体の計画によるものとします。

1. 貸付けの上限は20万円とします。  
但し、子どもと指導員の安全に関わる緊急かつ重大な事態が発生した場合は、2口分までの貸付を行うことができます。
2. 貸付期間は原則として借入日の属する年度内(3月31日まで)とし、無利息とします。  
但し、当該クラブの資金状況によっては、翌年度の5月31日まで返済を猶予することができます。
3. 希望が多い場合は役員会の決定により対応します

#### 第4条(手続き)

1. 借入れ希望者は所定の申込書と資金用途明細書(見積書、発注書等添付)を提出します
2. 申込書に基づき、役員会で貸付決定します。ただし、時期を急ぐ等の特別の事情がある場合は、常任役員会で仮貸付決定を行います。
3. 借入れ希望者は決定後所定の借用書を提出し貸付金を受け取ります。
4. 借用書には連帯保証人の印鑑証明を添付します。

#### 第5条(その他)

1. 貸付けは保護者会に対して行います。ただし、連帯保証人が1名以上必要です。
2. 連帯保証人には、連協加盟学童クラブの保護者・指導員・運営委員と連協役員になることが出来ます。
3. 貸付にかかる印紙税等の公租公課については申込者の負担となります。
4. 資金受領に口座振込を希望する場合は、関連して発生する手数料等は申込者の負担となります。

以上

学童保育クラブ施設整備資金貸付申込書

申込金額

金額の頭に¥を記入

円

横浜学童保育連絡協議会「学童保育クラブ施設整備資金短期貸付内規」を了承のうえ、上記金額の貸付を申込み  
ます。貸付金は資金用途明細書にある資金とし、下記の条件によります。

年 月 日

申込人 学童クラブ名

申込団体

団体代表者

印

連帯保証人

住所

氏名

印

横浜学童保育連絡協議会会長 様

借受条件

借受金額

円

返済期限 年 月 日 一括返済・分割返済

中間返済 年 月 日 返済額 円

中間返済 年 月 日 返済額 円

中間返済 年 月 日 返済額 円

貸付利息 学童保育クラブ施設整備資金短期貸付内規による

借受金の用途 \_\_\_\_\_

振込先 口座	金融機関名	支店名等	種別	口座名義人 ふりがな
			普通 当座	
	口座番号			

施設整備資金用途明細書

計画発生事由	
計画決定経緯	
報告者	

施設改装・修繕概要

改装・修繕箇所	
改装・修繕内容	
発注業者・住所	
見積額	
工事期間	

備品購入概要

購入備品名	
メーカー・型番	
購入先(予定)	
購入価格	
購入予定日	

その他の概要

資金用途	
内容、見積額等	

添付書類	
------	--

金銭貸借契約証書

横浜学童保育連絡協議会 会長 様

印紙  
100万円未満  
1000円  
(添付・消印は契  
約が確認されて  
から)

下記のとおり契約し相違なく履行します。

年 月 日

甲(借受人) 団体名 \_\_\_\_\_  
                  団体代表者 \_\_\_\_\_ (印)  
(連帯保証人) 住 所 \_\_\_\_\_  
                  氏 名 \_\_\_\_\_ (実印)

- 第1条 甲は、学童保育クラブ施設整備資金短期貸付内規の条項を承諾のうえ、貴連絡協議会より、学童保育クラブ施設整備資金として金 \_\_\_\_\_ 円を借り受けました。
- 第2条 借受金は別紙明細書に記載した施設整備以外のためには使いません。
- 第3条 利息は無利子として借り受けますが、返済が遅滞した場合月0.5%の利息を付して返済いたします。
- 第4条 返済期限は学童保育クラブ施設整備資金貸付申込書のとおりです。
- 第5条 横浜学童保育連絡協議会に非加盟の状況になった場合は、貴協議会の指定する日までに、借受日から起算して、月0.5%の利子を付して残金全額返済します。借受の目的に反して借受金を使用したときも同様とします。
- 第6条 連帯保証人が学童保育運動とかかわらなくなった場合、及び遠隔地に移転した場合は貴協議会に連絡し、直ちにそれに代わる連帯保証人を立てます。
- 第7条 この契約について訴訟等が生じたときは、貴協議会の指示する裁判所その他調停の場にて問題の解決をします。

以上